

「休日窓口業務」を実施します



異動の多い3月中旬から4月中旬の日曜日の午前中、市役所本庁において、休日窓口業務を行います。どうぞご利用ください。

※ご不明な点は、市役所【☎(22)2111】の各業務担当課へお問い合わせください。

実施日 3月21日、28日
4月4日、11日
(いずれも日曜日)
実施時間 午前8時30分～正午

◇ 取り扱う業務 ◇

担当課	業務内容	担当課	業務内容
市民課	<ul style="list-style-type: none"> 戸籍謄抄本、除籍・改正原戸籍に関する証明書の交付 住民票の写し、戸籍の附票、住民票記載事項証明書の交付 印鑑登録、廃止の申請の受付、印鑑登録証明書の交付 税務関係証明書の交付 戸籍届出(出生、死亡、婚姻、離婚、転籍、養子縁組等)の受付 住所異動届(転入・転出等)の受付 国民年金保険料免除(学生納付特例を含む)申請の受付 	福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険の加入、喪失手続 福祉医療申請(乳幼児除く)、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者(児)福祉サービスの受付
		子育て課	<ul style="list-style-type: none"> 児童手当申請受付 福祉医療申請(乳幼児等)の受付
		保育課	<ul style="list-style-type: none"> 保育所入所、退所手続 保育料の収納
税務課	<ul style="list-style-type: none"> 市税の収納 		
上下水道課	<ul style="list-style-type: none"> 水道の開閉栓手続 水道、下水道料金の収納 		

4月1日から市役所の閉庁時間が変わります
4月1日(木)から市役所の「閉庁時間」が、つぎのとおり変更となりますので、ご注意ください。
閉庁時間 午後5時15分
閉庁時間の「午前8時30分」は変更ありません。
☎ 市役所庶務課職員係
☎ (22)2111 (内線209・213)

※他市町村、関係機関等に確認を必要とする業務は取り扱いできません。

立候補予定者説明会
中野市議会議員一般選挙の立候補予定者説明会を次の日程で開催しますので、立候補予定者および関係者は、ご出席ください。
なお、出席者は一候補者につき三人以内でお願いします。また、説明書類等は、一候補者につき一組の配布となります。
期日 三月二十三日(火)
時間 午後一時三十分から
場所 市民会館四十号会議室
郵便による不在者投票
○郵便等投票制度
身体に障害があるため、投票所へ出かけることができないう方を対象として、郵便等による不在者投票をすることが記入することのできる(制度で、対象となる方は、次の表

中野市議会議員一般選挙 投票日(予定) 4月25日(日)

4月30日任期満了に伴う中野市議会議員一般選挙が4月18日(日)告示、4月25日(日)(予定)に執行されます。なお、定数は20となります。

▼郵便等投票制度の対象者

対象者	傷病名	障害の程度
身体障害者手帳をお持ちの方	両下肢・体幹・移動機能障害 心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害 免疫の障害・肝臓の障害※	1級か2級 1級か3級 1級～3級
戦傷病手帳をお持ちの方	両下肢・体幹・移動機能障害 心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害※	特別項症～第2項症 特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証交付者	対象者	要介護区分 要介護5

※肝臓の機能の障害についても平成22年4月1日から新たに加えられます

○代理記載制度
に該当する方です。
郵便等投票制度を利用したくても、自ら投票用紙に記載することができない方を対象に、自宅で「代理人」が投票に関する記載をする制度です。
代理記載制度の対象者
右記の表に該当する方で、上肢または視覚の障害が1級の方は、代理記載ができます。戦傷者手帳をお持ちの方で同じ障害の程度を有する方も同様です。
なお、「郵便等投票証明書」の交付を事前に受けることが必要です。証明書の郵送等に時間がかかりますので、お早めに選挙管理委員会までご連絡ください。
お問い合わせ先
市選挙管理委員会事務局
☎(22)2111 (内線324)

転居等の手続きはお早めに

3・4月は、就職や進学、転勤などで引越しをする方が多く、窓口が大変混み合いますので、手続きは早めに行いましょう。

○市民課関係

届出の種類	必要なもの	説明
市外へ住所を移すとき(引越しをする前に)	(1)転出届	・転出先の住所、世帯主を届け出いただきますと転出証明書を交付します。転出証明書は転入先市町村窓口で転入の手続きの際に提出してください。
	(2)印鑑 運転免許証等	・届け出人の印鑑と運転免許証をご持参ください。
	(3)その他	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑登録してある方は、印鑑登録証をご持参ください。 ・住民基本台帳カードをお持ちの方は、ご持参ください。 ・国民健康保険に加入の方は、保険証をご持参ください。 【学生が転出する場合は、在学証明書をご持参ください。(間に合わないときは後日でもけっこうです。)
市外から中野市へ住所を移すとき(引越してから14日以内)	(1)転出証明書	・今まで住んでいた市区町村窓口で、あらかじめ交付を受けてください。
	(2)転入届	・中野市での住所地番・行政区・世帯主を確認し、届け出てください。
	(3)印鑑 運転免許証等	・届け出人の印鑑と運転免許証をご持参ください。
	(4)その他	・中野市で国民健康保険に加入する方は、お申し出ください。
市内で住所を移すとき(引越してから14日以内)	(1)転居届	・新しい住所地番・行政区・世帯主を確認し、届け出てください。
	(2)印鑑 運転免許証等	・届け出人の印鑑と運転免許証をご持参ください。
	(3)その他	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳カードをお持ちの方は、ご持参ください。 ・国民健康保険に加入の方は、保険証をご持参ください。
会社などをやめて国民健康保険、国民年金に加入するとき(14日以内)	(1)印鑑 運転免許証等	・届け出人の印鑑と運転免許証をご持参ください。
	(2)その他	・年金手帳、職場の健康保険をやめた証明書をご持参ください。
会社などに就職して国民健康保険、国民年金をやめるとき(14日以内)	(1)印鑑 運転免許証等	・届け出人の印鑑と運転免許証をご持参ください。
	(2)その他	・年金手帳、国民健康保険証、職場の健康保険証をご持参ください。

※届出の際に、届け出た方の本人確認をしますので、運転免許証等の写真付き身分証明書を必ず、ご持参ください。なお、届け出人が別世帯の場合は、本人の委任状が必要です。

問い合わせ・届け出先 市役所市民課窓口係 ☎(22)2111 (内線236)
豊田支所地域振興課 ☎(38)3111 (内線132)

○上下水道関係 ※上下水道課の窓口(本庁舎2階または豊田支所)で受け付けしています

届出の種類	届出などに必要なもの	手数料	電話での受付
転居するとき(水道の使用を止めるとき)	印鑑 ※電話で届け出される場合は、料金の精算の方法、転出先の住所、連絡先をお知らせください	無料	○
入居するとき(水道を使い始めるとき)	印鑑、手数料など ※料金を口座から振替する場合は、口座番号、預金通帳登録印鑑をお願いします	500円	×
所有者(使用者)が変わるとき(市民課等に届け出をされても水道等の名義の変更はできません)	印鑑、土地建物等を購入した場合は売買契約書の写しなど ※家族間の異動の場合は電話でも受付可能です	無料	△

※土・日曜日、祝日は、閉庁のため届け出の受付および水道の開栓、閉栓の対応はできませんので、事前に届け出をお願いします。(ただし、3月21日・28日、4月4日・11日の午前中は営業しています)

問い合わせ先 市役所上下水道課営業係 ☎(22)2111 (内線284)